

Japan Legal Update Vol. 46 | 2019 年 4 月号



JAPAN LEGAL Update



課徴金制度等の見直しに係る独占禁止法一部 改正法案の国会提出

平成 31 年 3 月 12 日、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」(以下「独禁法改正法案」といいます。)が国会に提出されました。この法案は、独占禁止法違反行為の調査に対する事業者の協力を促進し、違反行為の実態に応じた適切な課徴金を課すことができるようにすることにより、独占禁止法違反行為を抑止することを主な目的としています。その主要な内容は、以下のとおりです。

1. 課徴金の算定方法の見直し

独禁法改正法案では、課徴金の算定基礎及び算定率について見直しが行われています。たとえば、対象商品・役務を供給しないことの見返りとして受けた経済的利得(談合金等)も算定基礎に追加され、また、算定期間についても、現行では最長3年とされているものが調査開始日の10年前まで遡れるように延長がなされます。さらに除斥期間も現行の5年が7年に延長されることになります。

2. 課徴金減免制度の見直し

独禁法改正法案では、減免申請の申請順位に応じた 課徴金の減免に加えて、事業者が事件の解明に協力し た場合に、協力度合いに応じて課徴金の額を減額する 制度が導入されます。また、申請者数の上限を撤廃す ることにより、全ての調査対象事業者に調査協力の機 会が付与されることになります。これに伴い、事業者 による調査協力の内容と公正取引委員会による減算率 の付加について協議をする手続が設けられます。

3. その他

独禁法改正法案には、課徴金の延滞利率の引下げ、 検査妨害罪の法人等に対する罰金の上限の引上げ、犯 則調査手続における電磁的記録の証拠収集手続の整備 等が含まれています。

また、公正取引委員会は、上記の独占禁止法改正の施行にあわせ、いわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権への対応のため、不当な取引制限の行政調査手続を対象として、新たな規則や指針等を整備することを公表しました。すなわち、不当な取引制限に対する行政調査

手続に限定して秘匿特権が認められることになります。この制度では、不当な取引制限に関する法的意見について事業者と弁護士との間で行われた秘密の通信の内容を記載した文書について、一定の要件を満たした場合には、審査官がアクセスすることなく、事業者に還付することとされています。

改正法案が成立した場合には、独占禁止法違反事案 に関する実務に重要な変更が加えれられることとなり ますので、国会での審議の結果が注目されます。

IP

特許法等の一部を改正する法律案の国会提出

平成31年3月1日、特許法等の一部を改正する法律 案(以下「特許法等改正法案」といいます。)が閣議 決定され、国会に提出されました。

特許法等改正法案は、近年、デジタル革命により知的財産の利用が活発化する中で、①特許権をはじめとする産業財産権の訴訟制度を改正し、その権利行使を促進するとともに、②デジタル技術を活用したデザインの保護やブランド構築を促進するために意匠制度を強化することを主たる立法目的とするものです。

上記①の点については、特許侵害の可能性が認められる場合、中立的な技術専門家が被疑侵害者の施設に立ち入り、特許侵害の立証に必要な調査を行って裁判所に報告書を提出する制度を創設しています。また、特許侵害における損害額の算定方法を変更し、損害立証を容易化しています(この点については実用新案、意匠及び商標の侵害についても同様の変更が行われます。)。

上記②の点については、物品に記録又は表示されていない画像や建築物の外観・内装のデザインを新たに意匠法の保護対象としたうえ、従来、登録日から 20 年であった意匠権の存続期間を出願日から 25 年に変更し、さらに、意匠登録の出願を容易化する等の変更を行っています。

特許法等改正法案は、一部を除き公布日から 1 年以内に施行される予定です。同法案は産業財産権の権利行使と意匠の取扱いに関する実務に少なからぬ影響を及ぼすことが予想され、立法の行方が注目されます。

General 道路運送車両法の一部を改正する法律案の国会提出 平成 31 年 3 月 8 日、道路運送車両法の一部を改正する法律案が国会に提出されました。現在、自動運転レベル 3 (一定の条件を満たす場合には、自動運転システムが全ての運転操作を実施するものの、当該条件を満たさなくなったときや故障が生じたときは、運転者に運転操作を引き継ぐ必要があるもの。)の実用化が目指されているものの、現行法は自動運転車を想定したものとなっていません。そこで、今回の改正により、同法が規定する保安基準の対象装置に「自動運行装置」を追加し、自動運行装置が使用される条件(走行環境条件)を当該装置ごとに国土交通大臣が付す等、自動運転車等の安全性を確保するための制度が整備されることになります。今後の自動運転車の開発等にも影響を与えるため、国会での審議の結果が注目されます。

©2019 Jones Day. All rights reserved.

ご注意:ジョーンズ・デイの出版物は、特定の事実関係又は状況に関して法的助言を提供するものではありません。本書に記載された内容は、一般的な情報の提供のみを目的とするものであり、当事務所の事前の書面による承諾を得た場合を除き、他の出版物又は法的手続きにおいて引用し又は参照することはできません。本書で取り上げたトピックは、ジョーンズ・デイ東京オフィスが注意喚起の目的で選択したものにすぎず、日本の法律に関する最新情報を全て網羅するものではありません。